

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

部会審議項目(7) 大騒日電風景史 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 日影 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 1 月 23 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P147～P154
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域・地点 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P155～P162
環境保全のための措置		P163
評 価		P163
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年1月9日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【中央区長】

日影による周辺地域への影響について、地元住民に対して丁寧な説明を行うこと。

【千代田区長】

評価書案のとおり対応されたい。

第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

部会審議項目(7) 大 騒 日 電 風 景 史 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 1 月 23 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P165～P169
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域・地点 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P170～P173
環境保全のための措置		P174
評 価		P174
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年12月21日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【中央区長】

工事の施工中だけではなく、工事終了後にも本再開発事業が原因と認められる電波障害について、対策に努めること。

【千代田区長】

評価書案のとおり対応されたい。

第一部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

部会審議項目(7) 大騒日電風景史 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 景観 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 1 月 23 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P199～P206
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域・地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P207～P226
環境保全のための措置		P227
評 価		P227～P228
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年1月9日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【中央区長】

- 1 地区計画やまちづくりビジョン等に基づき、建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものとなるよう努めること。
- 2 都の条例やマスタープラン等に適合する計画とし、都市景観との均衡のとれた個性ある美しい空間の創造に努めること。
- 3 工事車両、風環境、景観その他環境影響についての苦情、問合せや相談に対して受付窓口を一本化し、苦情等に対して速やかに対応すること。

【千代田区長】

事業計画にあたっては、行幸通りから東京駅赤煉瓦駅舎を望むビスタ景を保全するよう、配置、形態、意匠及び屋外広告物の表示について、夜間景観も含めて配慮を願いたい。

第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成30年1月23日

(事業名称) (仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業

1 選定した環境影響評価の項目 11項目 (選定した理由 P99~100)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、
廃棄物、温室効果ガス

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業では既存建物の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について、それぞれ予測・評価すること。

【景観】

代表的な眺望地点において、不特定多数の人の利用度等が高い場所等として10地点を選定しているが、計画地北側にも住宅や公園等が多く存在することから、計画地北側の近景域又は中景域において調査地点を追加するとともに、計画建築物による眺望の変化の程度について予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 6項目 (選定しなかった理由 P101)

悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場

意見なし

3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
に対する都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
周知地域区長からの意見	4 件
合 計	5 件

2 都民からの意見

- 1 高齢や障害で歩行の不安定な人にとっては、ビル風の強風、突風、急な風速、風向の変化は対応が難しく、転倒、場合によっては、死傷することもある大変危険なバリアです。平均風速、風力がどんなに小さくても、瞬間風速風力や風速、風力の変化があれば転倒等事故が発生させるバリアとなる。バリアフリー社会実現のため、しっかりと調査すべきだ。
- 2 ビルの存在により発生する上昇気流による局所的（都、近県）ゲリラ豪雨を始めとする各種気候への影響の調査を望む。
- 3 景観的に見た目がお墓の様、墓地の多い西日暮里とはいえずりすぎではと思う。

3 周知地域区長からの意見

【荒川区長】

- 1 建設工事にともなう大気汚染・騒音・振動の調査計画において、使用する建設機械については、最新式の低公害機械を前提にするのではなく、実際に使用する建設機械の中で周辺環境への影響の大きい機種による調査を実施し評価されたい。
また、工事用車両の通行における調査において、周辺住民への影響を最大限考慮した走行ルートで調査し評価されたい。さらに、調査対象とする工事用車両については、周辺住民に最も影響を及ぼす可能性の高い工事用車両で調査し評価されたい。
- 2 水循環において、地下 30m の深さまで建設工事を実施し、かつ基礎部分の工事を考えると、地下水流及び水位に影響を与える可能性が高い。複数の観測井で状況を把握すべく現地調査を実施し評価されたい。
- 3 電波障害については、本再開発事業では区内でこれまでにない高層建築物が計画されている。周辺住民への影響について、より詳細なきめ細かい調査を実施し評価されたい。
- 4 風環境については、南西方向に台地と複数の線路があるという地域特性を十分考慮し、高層建築物が及ぼすビル風による影響について、風洞実験等を用いて詳細に調査し評価されたい。

【文京区長】

1 電波障害

計画建物については、外装材及び形状等の検討も行い、テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

2 景観

周辺地域の景観との調和に配慮し、美しいまちなみの形成に努められたい。

【台東区長】

1 台東区は、事業隣接区のため、工事の施工中等における関連車両の走行による大気汚染物質の発生が懸念される。環境影響評価調査計画書では道路沿道大気を4地点での窒素酸化物測定（PTIO法）による簡易測定となっている。道路沿道大気についても公定法による測定、評価等をご検討いただきたい。また、計画書作成時点で想定されていなかった走行ルートが生じた場合、適時対応していただきたい。

2 工事期間中は勿論、工事完了後においても関係住民等からの問い合わせ等に対応するための相談窓口を設置していただきたい。

3 関係法令の規制基準値等を遵守し、良好な環境が確保されるよう努められたい。

【北区長】

1 大気汚染及び騒音・振動について

北区内を通る尾久橋通りにおいて、工事施行中に関連車両の通行が予定されているため、北区内における調査地点を追加選定されたい。

2 日影について

計画建築物の配置や形状を工夫し、日影の影響をできる限り低減するよう配慮されたい。

3 電波障害について

計画建築物について、外壁の材質及び形状等の検討も行い、障害範囲が小さくなるよう努められたい。

工事期間中も含め、電波障害が発生したときは、適切に対応されたい。

4 景観について

調査地点の選定にあたっては、計画地の北側となる田端新町からの眺望地点を追加選定されたい。

また、周辺地域の景観との調和を考慮して、デザイン・色彩などに十分配慮されたい。

「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る
環境影響評価調査計画書について (案)

第 1 審議経過

本審議会では、平成 29 年 11 月 20 日に「(仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働による影響が最大となる時点としているが、本事業では既存建物の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について、それぞれ予測・評価すること。

【景観】

代表的な眺望地点において、不特定多数の人の利用度等が高い場所等として10地点を選定しているが、計画地北側にも住宅や公園等が多く存在することから、計画地北側の近景域又は中景域において調査地点を追加するとともに、計画建築物による眺望の変化の程度について予測・評価すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成29年11月20日	・調査計画書について諮問
部 会	平成30年1月23日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 （大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、 廃棄物、温室効果ガス） ・総括審議
審議会	平成30年1月30日	・答申（予定）